

令和7年度千葉市ニューファーマー育成研修業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、令和7年度千葉市ニューファーマー育成研修業務委託の企画提案にあたり、応募者が提案する事項や、契約締結後の受託者が守らなければならない業務に関する一般事項を示すものである。

2 事業目的

本事業は、基礎から農業を学び、農家で研修後に地域の担い手となる後継者を含む新規就農者の育成と、一定の農業知識を持つ者を対象に、短期間で地域の担い手となる新規就農者を育成することを目的とする。

3 委託内容

(1) 委託期間

契約を締結した日の翌日から令和9年1月29日（金）まで

(2) 業務内容

- ア 年間研修計画及びカリキュラムの作成
- イ 講師（栽培技術（千葉市及び全国）・経営講座・営農計画作成講座・データ活用講座・リアルケーススタディ・農家研修・補助金及び融資の活用を見据えた営農計画のプレゼンテーション等）の選定・確保・調整
- ウ 研修実施報告書の作成
- エ 上記業務に係る必要な打合せ等
- オ 成果報告書の提出
- カ 研修生確保に係る企画・実施
- キ 研修候補生の推薦
- ク 研修の全体運営

4 研修内容

研修のコースは次の3つで構成する。

(1) アドバンスコース

短期間で地域の担い手として就農してもらうことを目的に、独立就農を目指して既に農業を学び始めている者を対象とした、農政センター内の温室をインキュベーションファームとして研修生自らが栽培から販売までを行うとともに、外部講師から経営について座学を受けるコース。

ア 研修期間

約12か月（令和8年1月から令和8年12月まで）

イ 研修場所

千葉市内等（主に千葉市農政センター）

ウ 研修生

(ア) 育成コースからの総合コース希望者合わせて3人（イチゴ2人、トマト1人）

(イ) 研修生の対象要件は以下のとおり

- a 48歳未満（令和8年1月1日時点）
- b これまでに研修等の経験を積んでいること（農業大学校、民間の農業学校等で学んだ者）

- c 研修中、通所が可能であること
- d 農政センターほ場において、栽培から販路までの研修を自ら計画し、自ら実施できること
- e 研修終了後、速やかに千葉市内で就農すること
- f 就農後、地域をけん引する農業経営者を目指せること
- g 市町村税の未納がないこと

エ 研修内容

(ア) 座学

受託者は対面又はZ o o mなどにより週1回程度の座学講義を行うものとする。講義内容は就農に際して必要不可欠な経営知識を習得させるための農業経営学、農政センターでの栽培技術指導だけでなく、より深い栽培知識を習得させるための栽培技術講義を主とする。その他、研修生より希望講座の聞き取りを実施する。希望がある講座については、研修生1人当たり最大2講座までを実施するものとする。

(イ) 実習

- a 研修生が、農政センター内の温室で自ら作物を栽培し、販売まで行う。栽培する作物はイチゴとトマトの2品目とする。
- b 受託者は、メンターとして、研修生の指導役を行う担当者を選定する。
- c メンターは、研修生からの課題や問題を共有し、一緒に解決していくと共に農政センターのほ場で直接栽培技術の指導を行うものとする（月4回程度）。
- d 受託者は定期的なミーティングを実施する（担当者ミーティング：週1回、全体ミーティング：月1回）。

(ウ) 農家研修

受託者は、原則千葉市内の先進農家を選定し、週1回程度の農家研修を行うものとする。農家指導により、現場の技術や経営方法を習得させるための内容とする。

(エ) 視察

受託者は、研修生より希望視察先の聞き取りを実施する。希望がある場合については、研修生1人当たり最大2か所まで対応する。日程調整については、市の職員と相談すること。視察に係る交通費については、原則、委託料及び研修参加の事前に徴収する研修費より支出することとする。ただし、委託料及び研修費を大きく超過する場合には、市の職員及び受託者が事前に協議を行うものとする。

オ 研修時間

研修生が農政センターで農作業等研修可能な時間は、原則として下表のとおりとする。

3月～10月	平日	8：30～17：00
	土・日・祝日	8：30～17：00
11月～2月	平日	8：30～17：00
	土・日・祝日	8：30～16：00

カ 研修ほ場

仕様書別紙1を参照のこと。

- (ア) イチゴ1 温室8 (面積475㎡、高設栽培)
- (イ) トマト 温室6 (面積330㎡、ロックウール栽培)

- (ウ) イチゴ（育苗） 温室3 （面積220㎡）
- (エ) イチゴ（育苗） 温室4 （面積163㎡）
- (オ) トマト（育苗） 温室15 （面積284㎡）
- (カ) ニューファーマー育成研修室（Wi-Fi接続済）

ただし、工事に伴い、面積等が変更となることもあり得る。

キ 年間スケジュール

仕様書別紙2を参照のこと。

ク 研修生から徴収する経費

研修実施に必要な資材を購入するための経費や傷害保険料等の相当額として市が算出した額を、研修参加費として研修生から徴収すること。研修参加費は一人当たりアドバンスコース17万円、育成コース3万円、総合コース20万円とする

ケ 参考見積書

募集要項に規定する参考見積書は、研修参加費を含めた総事業費を記載し、総事業費から研修参加費を引いた額を見積額とし、その内容がわかるように記載すること。

(2) 育成コース

新規就農希望者に対し、農業の基礎を学ぶ基礎研修、農家で農業のノウハウを学ぶ農家研修を通じ、独立自営の農業者として必要な技術・知識を習得するコース。

ただし、育成コース修了後、希望する場合はアドバンスコースを受講することができる（総合コース）。

ア 研修期間

15か月（令和7年10月から令和8年12月まで）

(ア) 基礎研修 3か月（令和7年10月から令和7年12月まで）

(イ) 農家研修12か月（令和8年1月から令和8年12月まで）

イ 研修場所

千葉市内等（主に千葉市農政センター）

ウ 研修生

(ア) 育成コース2人

(イ) 研修生の対象要件は以下のとおり

- a 62歳未満（令和8年1月1日時点）
- b 研修修了後、市内で農業経営を開始する者であること
- c 研修中、通所が可能であること
- d 市町村税の未納がないこと

エ 研修内容

(ア) 基礎研修

農政センターで、農業の基礎的な座学と実習を行うとともに、関係施設への視察等を実施する研修。

受託者は、「パイプハウス組立」の実習（2日間）、「日本政策金融公庫 千葉支店」、「しょいか〜ご 千葉店」及び「地方卸売市場」（1日間）への視察を実施することとする。アドバンスコース研修生についても参加希望について聞き取りを行い、希望がある場合は参加させることとする。日程調整については、市の職員及び研修生と相談すること。

(イ) 農家研修

受託者は、原則千葉市内の先進農家を選定する。1か月に20日程度且つ1

日に8時間程度の農家研修により、技術や経営方法を習得する研修。

受託者は、研修生より4（1）エの経営講座の受講希望がある場合については、可能な限り受講させることとする。その他、研修生より視察の希望がある場合は、1人当たり最大2か所までを対応する。先進農家との日程調整については、受託者及び研修生の3者で実施することとする。

受託者は、月1回の報告会を実施し、研修生の研修状況を確認することとする。

（3）総合コース

育成コース修了後、アドバンスコースへ進み、更に自ら模擬経営を行いつつながら外部講師から経営について座学を受けるコース。

ア 研修期間

27か月（令和6年10月から令和8年12月まで）の内、12か月（令和8年1月から令和8年12月まで）

（ア）育成コース基礎研修 3か月（令和6年10月から令和6年12月まで）

※修了済みであること

（イ）育成コース農家研修12か月（令和7年1月から令和7年12月まで）

※修了済みであること

（ウ）アドバンスコース12か月（令和8年1月から令和8年12月まで）

イ 研修場所

千葉市内等（主に千葉市農政センター）

ウ 研修生

（ア）アドバンスコース研修生と合わせて3人

（イ）研修生の対象要件は以下のとおり

- a 48歳未満（令和8年1月1日時点）
- b 令和6年度の育成コースを修了した者
- c 研修中、通所が可能であること
- d 農政センターほ場において、栽培から販路までの研修を自ら計画し、自ら実施できること
- e 研修終了後、速やかに千葉市内で就農すること
- f 就農後、地域をけん引する農業経営者を目指せること
- g 市町村税の未納がないこと

エ 研修内容

アドバンスコースと同様

5 業務の再委託について

- （1）受託者は、業務の過半を他の事業者へ再委託しないこと。業務の一部を第三者に再委託することは事前に市の承認を得なければならない。
- （2）受託者は、業務の一部を第三者に再委託した場合、再委託先に本仕様書に定める受託者の義務と同様の義務を負わせるとともに、再委託先の行為及びその結果に対する全ての責任を負うものとする。

6 委託業務に係る留意事項

- （1）農政センターの施設管理は市が行い、これに係る経費は市が負担する。
- （2）「エ 研修内容」及びこれに付随する事務等、委託状況に応じた市と受託者との役割分担は仕様書別紙3のとおりとする。その経費の負担区分は仕様書別紙4を

参照のこと。

- (3) 災害、研修生に体調不良が発生した場合等、不測の事態が発生した場合には、受託者は指示を仰ぐこととし、この他に必要な事項については市が受託者に指示する。
- (4) 市の職員が講師となる研修についても必要に応じて補助を行うものとする。
- (5) 研修実施業務を通じて、知り得た個人情報等の秘密については、千葉市個人情報保護条例その他個人情報の保護に関する法令等を遵守し、「個人情報取扱特記事項」に基づき必要な個人情報保護対策を講じ、個人情報の提供や管理等、その取扱いについて細心の注意をもって対処しなければならない。また、当該事務を離れた後においても同様とする。
- (6) 受託者は研修生の候補者 1 人以上を推薦すること。ただし、研修生の選考は、育成コースから総合コースへの希望者を含め、市が行う。
- (7) 委託料は、中間検査完了後に 2 分の 1、業務完了検査後に残額を支払う。ただし、実績に基づく出来高払いとし、成果報告書等における実績に基づく変更契約を締結するものとする。

7 その他

仕様書に記載のない事項または疑義が生じた場合は、市と協議するものとする。